

瀬戸市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則第7条の3第2項の規定により告示する。

令和4年7月1日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 株式会社エフレジ

大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA

(2) 三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目33番5号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

(1) 市県民税（普通徴収に限る。）

(2) 固定資産税及び都市計画税

(3) 軽自動車税（種別割に限る。）

(4) 国民健康保険料（普通徴収に限る。）

3 指定納付受託者を指定した日

令和4年7月1日